

## 陸上自衛隊訓令第34号

陸上自衛隊高等工科大学の生徒の服装に関する訓令を次のように定める。

平成21年12月25日

防衛大臣 北 澤 俊 美

### 陸上自衛隊高等工科大学の生徒の服装に関する訓令

改正 平成23年12月20日省訓第42号

(趣旨)

**第1条** この訓令は、陸上自衛隊高等工科大学の生徒（以下「生徒」という。）の制服及びき章等（以下「制服等」という。）の着用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この訓令において、「夏期」とは6月1日から9月30日までの期間をいい、「冬期」とは10月1日から翌年5月31日までの期間をいう。

(制服等の着用心得)

**第3条** 生徒は、この訓令の定めるところに従い正しく制服等を着用し、服装及び容儀を端正にし、生徒としての規律と品位を保つように努めなければならない。

(服装のせい一)

**第4条** 陸上自衛隊高等工科大学の校長（以下「校長」という。）は、生徒の服装のせい一を図ることに努めなければならない。

(制服等の着用)

**第5条** 生徒は、この訓令の定めるところに従い、常時制服等を着用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、制服等を着用しないことができる。

- (1) 休暇を付与されて休暇地に到着後私用で行動する場合（自衛隊の施設に出入りする場合を除く。）
- (2) 外出を許可されて私宅又はこれに準ずる場所にある場合
- (3) 傷病のため自衛隊以外の療養施設内にある場合
- (4) その他特に校長が許可した場合

(服装の区分)

**第6条** 生徒の服装の区分は、次のとおりとする。

- (1) 常装
- (2) 礼装
- (3) 甲武装
- (4) 乙武装
- (5) 作業服装
- (6) 特殊服装

(常装)

**第7条** 生徒は、通常、常装をするものとする。

(礼装)

**第8条** 生徒は、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲武装をする場合を除き、礼装をするものとする。

- (1) 拝謁又は参賀のため皇居に出入りする場合
- (2) 公の儀式に参列し、又は公の招宴に出席する場合
- (3) その他校長が儀礼上必要があると認めた場合

2 生徒は、冠婚葬祭等に当たり必要がある場合には、礼装をすることができる。

(甲武装)

**第9条** 生徒は、隊ごにあって公の儀式に参列する場合又は校長が必要と認める場合は、甲武装をするものとする。

(乙武装)

**第10条** 生徒は、教育訓練を行う場合において校長が必要と認めるときは、乙武装をするものとする。

(作業服装)

**第11条** 生徒は、教育訓練又は作業において校長が必要と認めるときは、作業服装をするものとする。

(特殊服装)

**第12条** 生徒は、教育訓練等のために必要がある場合には、特殊服装をするものとする。

2 前項の特殊服装について必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

(各種服装の着用品)

**第13条** 生徒が第6条に掲げる各種の服装(特殊服装を除く。)をする場合に着用すべきもの(以下「着用品」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

(雨衣及び外とう)

**第14条** 生徒は、雨雪、寒冷等の場合には、雨衣又は外とうを着用することができる。

(き章等)

**第15条** 生徒のき章等の着用区分は別表第2のとおりとし、その着用要領は附図のとおりとする。

(も章)

**第16条** 生徒は、葬儀の場合には黒色のも章を制服の左そでの上部に着用することができる。

(服装検査)

**第17条** 校長又はその指定する者は、生徒が外出する場合その他必要があると認める場合には、生徒について服装検査を実施することができる。

(制服等の一部の着用の省略又は変更)

**第18条** 生徒は、教育訓練等のため特に必要がある場合には、陸上幕僚長の定めるところにより、所定の制服等の一部の着用の省略し、又は変更することができる。

(制服等の着用時期)

**第19条** 生徒の制服等のうち、夏用と冬用との区別があるものについては、夏期には夏用の制服等(常装の第2種夏服は、校長が定める期間に限る。)を、冬期には冬用の制服等を着用するもの

とする。ただし、陸上幕僚長は、気候、勤務場所その他の状況にかんがみ特に必要があると認める場合には、別段の定めをすることができる。

(委任規定)

**第20条** この訓令の実施のため必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日省訓第42号）（抄）

1 この訓令は、平成23年12月20日から施行する。

別表第1（第13条関係）

生徒の服装の着用品

（注：この表及び次表において「表」とは、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）別表第5の2をいう。）

服装の種類	区分	着用品
常装	冬服	表に定める冬服上衣、冬服ズボン、正（略）帽、ワイシャツ、短靴及びズボンつり
	第1種夏服	表に定める第1種夏服上衣、第1種夏服ズボン、正（略）帽、ワイシャツ、短靴及びズボンつり
	第2種夏服	表に定める第2種夏服上衣、第2種夏服ズボン、正（略）帽、短靴及びバンド
礼装	冬（夏）服	(イ) 常装冬服（第1種夏服）の着用品（略帽を除く。）に同じ。 (ロ) 白色の手袋
甲武装	冬（夏）服	(イ) 常装冬服（第1種夏服）の着用品（略帽を除く。）に同じ。 (ロ) 弾薬帯及び白色の手袋
乙武装		(イ) 表に定める作業服上衣、作業服ズボン、作業帽及び半長靴。必要に応じ、作業外被を着用する。 (ロ) 弾薬帯。必要に応じ、鉄帽用中帽又は鉄帽及び鉄帽用中帽（この場合、作業帽を着用しない。）を着用する。
作業装		(イ) 表に定める作業服上衣、作業服ズボン、作業帽及び半長靴又は短靴。必要に応じ、作業外被を着用する。 (ロ) 必要に応じ、作業靴（この場合、半長靴又は短靴を着用しない。）を着用する。

別表第2（第15条関係）

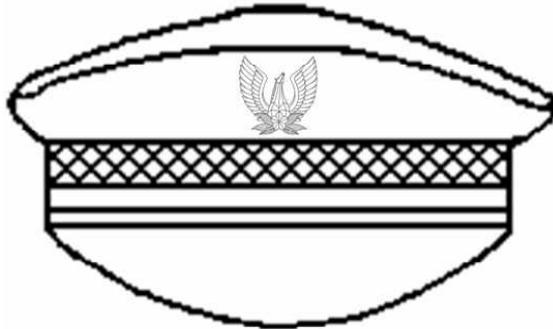
き章等の着用区分

き章等	着用区分
帽章	表に定める正（略）帽
学年識別章	表に定める冬服（第1種夏服、第2種夏服）上衣、外とう及び雨衣

附図（第15条関係）  
き章等の着用要領

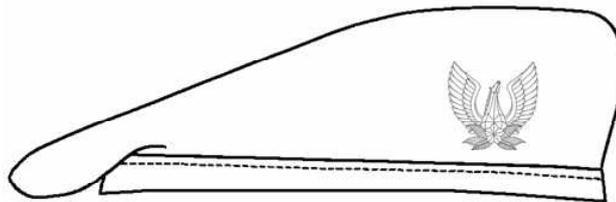
1 帽章の着用要領

(1) 正帽



正帽の正面まちの中央につける。

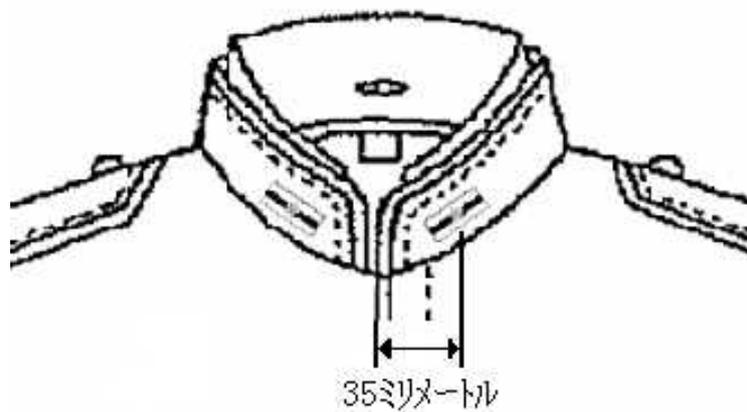
(2) 略帽



しん地中央につける。

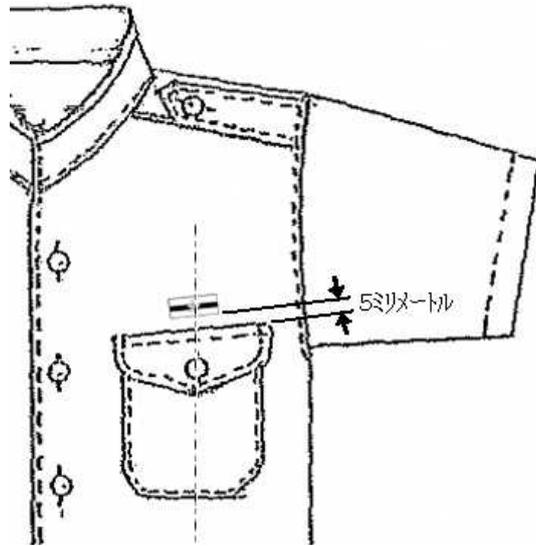
2 学年識別章の着用要領

(1) 冬服上衣及び第1種夏服上衣



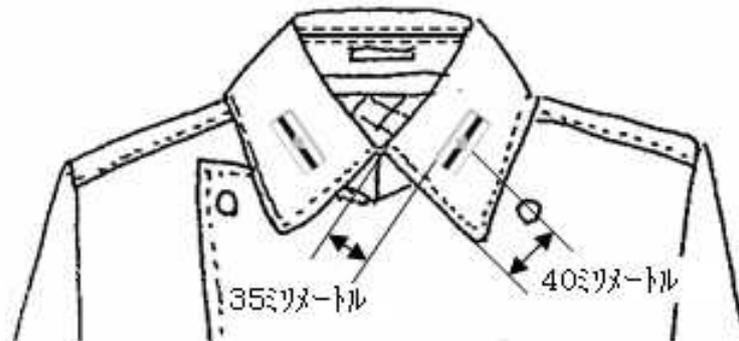
両襟につける。

(2) 第2種夏服上衣



左胸部につける。

(3) 外とう及び雨衣



両襟につける。